

令和8年度 奨学生募集要項

公益財団法人吉田学術教育振興会

公益財団法人吉田学術教育振興会（以下、当財団という）は、教育の振興を図ることにより福岡県の発展に寄与することを目的として、福岡県内の学生、生徒を対象に奨学金の給付を行います。当財団は、令和8年度奨学生（新規及び継続）を下記により募集します。

記

1 申込期間

申込期間は、次のとおりとします。

(1) 新規申込者【在校生】

令和8年4月27日（月）から5月13日（水）迄

(2) 新規申込者【新入生】

令和8年5月11日（月）から5月20日（水）迄

(3) 継続申込者

令和8年4月20日（月）から4月28日（火）迄

≪ 継続希望の方も申込が必要です ≫

※申込期間末日必着（書類等が間に合わない場合は事前にご連絡下さい）

2 奨学金の給付額等

(1) 給付額

当財団の奨学金の給付額は次のとおりです。

a. 高校生、高専1～3年生：月額2.2万円（年額26.4万円）

b. 大学生、高専4～5年生：月額3.0万円（年額36.0万円）

なお、奨学金は「給付」ですので、返還の必要はありません。

(2) 給付期間

給付期間は、令和8年4月から令和9年3月までの1年間とします。

（給付時期及び給付額は12項をご参照下さい。）

3 新規の募集及び推薦枠

(1) 募集の依頼

当財団が新たに奨学金給付生を募集する際は、予め福岡県内の学校の校長協会等又は、直接学校長に対して、申込者の募集を依頼します。なお、推薦をお願いする人数等については、各学校等への送付状で連絡します。

(2) 推薦人数

各学校等から推薦して頂く人数は、原則として、各学校へ送付する「推薦依頼人数」とします。

(3) 採用人数

令和8年度の採用人数は、「100名程度」を予定しています。

4 併給の条件

併給不可の団体から受給される場合は、当財団も併給を不可としています。ただし、他の団体が併給を可能としている場合は併給可としています。

※ 他の団体の受給条件については、申請者・保護者及び、学校側で確認のうえ応募して下さい（14項に該当しないようご注意ください）。

5 応募資格

能力及び人物ともに優秀であり、かつ経済的理由から修学が困難な者で、次の各号に該当する者となります。

(1) 応募資格の「経済的理由」は、原則として世帯年収500万円未満とします。

ただし、この年収を超える場合であっても奨学金が必要な事情がある場合は、願書にその理由を記載して申し込んで下さい。

(2) 新規申込者は、原則として福岡県内に居住し、福岡県内の高等学校、工業高等専門学校又は、大学に在籍している者となります。

(3) 継続申込者は、既に当財団の奨学金の給付を受けている学生、生徒で、継続して奨学金の給付を希望する者となります。

(4) 学業の成績は、次の通りとします。

a. 高校生

(a) 高校1年生は、原則として、中学3年生の評定平均値が4.0以上の者とする。

(b) 高校2年生以上は、原則として、前年度の評定平均値が4.0以上の者とする。

b. 高専生

(a) 高専1年生は、原則として、中学3年生の評定平均値が4.0以上の者とする。

(b) 高専2年生以上は、本人が所属する学部・科の中位以上の成績の者とする。

※ 「a.高校生 (a) (b)」、「b.高専生 (a)」の評定平均に満たない場合でも学校長の推薦がある場合は応募可能とします。

その場合は、「推薦書」の「3 その他特記事項」に【学校長推薦理由】として記載して下さい。

※ 評定平均値に「保健・体育、音楽・美術、家庭・技術」は含みません。

c. 大学生

(a) 大学1年生は、原則として、高校3年間の評定平均値が4.0以上の者とする。

(b) 大学2年生以上は、本人が所属する学部・科の中位以上の成績の者とする。

(5) 将来、良識ある社会人として、社会に貢献できると学校が推薦する人物とします。

(6) 次に該当する者は、評定平均値 4.0 以上の成績を問いません。

スポーツ、芸術、創作能力等に於いて、県内若しくは、これに準ずるような大会等で優れた実績があり、本人が実業団や大学での競技等を志向している者とし、品行方正で学校長が奨学給付生に相応しいと推薦する者としてします。

6 応募手続

新規応募者及び継続応募者は、次の書類を添え、学校長を通して、当財団に送付して下さい。

(1) 新規応募者

- a. 奨学金交付願書：第 1 号様式
- b. 推薦書：第 2 号様式
- c. 成績証明書：任意の様式
 - (a) 1 年生：高校生は、高専生は中学 3 年生の成績証明書
：大学生は、高校 3 年間の成績証明書
 - (b) 2 年生以上：在学する学校の成績証明書
- d. 住民票謄本：世帯全員の住民票 ※世帯連記式に限る
- e. 下記に該当する令和 7 年分の家族の収入を証明するもの
 - (a) 会社員等で源泉徴収票が発行される方
 - ・源泉徴収票の写しに限る
 - (b) 自営業、副業等で収入を得ている方
 - ・確定申告書第 1 表、貸借対照表及び損益計算書の 1 枚目の写しに限る
 - (c) アルバイト、年金、配当金等の収入がある方
 - ・原則として、願書に収入等の記載のみで可
 - ※祖父母等が保護者の場合は収入を証明するものを添付
- f. 非課税世帯の方
 - ・児童扶養手当の写し（受給者氏名が分かる頁）
- g. 生活保護世帯の方
 - ・生活保護証明書もしくは、医療券・医療証明書等の表紙等の写し
 - ※収入がある方は収入を証明するものを添付
- h. 就労困難な方
 - ・その旨を証明できるものの写し等

※上記以外の証明書が添付されている場合は、願書返却を基本とします。

(2) 継続応募者

継続採用を希望する方は、毎年応募して下さい。

- a. 奨学金交付願書：第 1 号様式

- b. 在学状況報告書 : 第3号様式
- c. 前学年の成績証明書 : 任意の様式

※ 在学状況報告書は、原則として保護者が記入し、学校側で確認後、押印して下さい。

7 選考の条件等

選考の条件等は、次の通りとします。

(1) 成績

成績は、5項の応募資格を満たす者とします。

(2) 経済的理由等

経済的理由等は、5項の応募資格を基本とし、収入及び事情等を総合的に審査します。

(3) 人物

- a 将来、良識ある社会人として、社会に貢献できると学校が推薦する人物とします。
- b 学習態度や行動全般を通じて、他の学生・生徒のお手本となる人物とします。
- c その他、次のような人物等も選考委員会で評価しています。
 - (a) 生徒会、部活動等でリーダー的役割を果たしたことがある（周囲の言動に良い影響を与えることができる）者、自主的にボランティア活動・社会奉仕活動等を行っている者等は評価しています。
 - (b) 他の人の心情を理解し、寄り添い、その人を陰ながら支えている人物、縁の下の力持ちとしてクラスの行事や部活等を陰で支えている人物、また、それらの言動等により周囲から信頼されたり、感謝されたりしている人物、その他、その人の個性により周囲に良い影響を与えている人物等も評価しています。

8 選考及び交付の決定

奨学金の選考は、当財団の選考委員会が願書等に基づき、出願者の能力、人物、学習状況及び、ご家庭の経済状況等を総合的に審査したうえで交付対象者を選定し、その結果に基づいて理事長が奨学金の交付を決定します。

なお、原則として選考は予算の範囲内で行いますので、応募資格を有する全員が採用されるとは限りません。

9 選考結果の通知

選考結果の通知は、在学する学校長を経て、原則として、6月下旬に通知します。

10 採用後の所得証明書の提出

- (1) 奨学生に採用された新規・継続の方は、令和7年分の所得証明書（全部事項記載）を提出して下さい。なお、アスタリスク表記の所得証明書は受理しません（予め税の申告を行っ

て下さい)。

提出対象者：奨学生の保護者

- (2) 出願時に生活保護世帯である証明書を提出されたご家庭若しくは、申請時に心身等の事情により就労困難な方の提出は不要です。
- (3) 証明書は学校を通して当財団へ提出願います。

提出期限：令和8年8月7日（金）迄

11 報告等

- (1) 奨学生は、前期と後期の奨学金の振込を確認した後、「奨学金受領書」を当財団に返送して下さい。また、併せて「近況報告」を提出して下さい。
- (2) 奨学生に採用された学校のなかから選考し、奨学金の贈呈式を行います。
- (3) 奨学生が学校を卒業される際には、2月から3月に当財団を訪問していただき、奨学金の有効性や今後の進路等について、報告して頂きます。

12 奨学金の給付時期及び給付額

- (1) 奨学金を給付する時期は、原則として、前期分を6月末、後期分を9月末とします。
- (2) 学校を卒業する年度にあたる奨学生の給付回数と給付時期は、次のとおりです。

a. 高校生（年額：26.4万円）の場合

6月末 … 11万7千円

9月末 … 11万7千円

来訪後 … 3万円 ※ 11項(3)の来訪後に給付

b. 大学生、高専生（年額：36.0万円）の場合

6月末 … 16万円

9月末 … 16万円

来訪後 … 4万円 ※ 11項(3)の来訪後に給付

※ 来訪がない場合は、来訪後の給付はありませんので、ご注意下さい。

13 奨学金の給付等

- (1) 奨学金の振込口座は、原則として本人の口座とします。

なお、諸事情がある場合は、学校の担当部署の口座等も可能とします。

この場合、事前打合せを必要とします。

- (2) 14項の「交付決定の取消、交付中止、返還」に該当する事由がないことを条件として、その学科・学部の最短年限で卒業するまで引き続き奨学生に採用します。
- (3) 大学生が飛び級で大学院に進学したときは、通算で4間に限り奨学生に採用します。
- (4) 歯学科・医学科の奨学生の採用期間は、最短年限の6年間とします。

14 交付決定の取消、給付停止、返還

奨学生が次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、奨学金の交付決定を取り消し、奨学金の給付の停止、または一部若しくは全額の返還を求めます。

- a. 虚偽の申請により奨学生となったとき
- b. 長期休学、長期欠席、留年、退学、長期海外留学等したとき
- c. 傷病等で長期欠席のため成業の見込みがないとき
- d. 学業成績不良、素行不良となったとき
- e. 本人から辞退の申し出があったとき
- f. この応募要項に定める事項を守らないとき
- g. その他、奨学金を必要としない事由が生じたとき

15 異動等の届出

奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに財団事務局へ届け出てください。

- (1) 住所、連絡先が変わったとき
- (2) 休学や退学などがあったとき
- (3) その他、申請内容の変更等、重要な事項があったとき

16 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び当財団の定める個人情報の取扱い（ホームページをご参照下さい）に基づき、選考過程及び採用後において、提供頂いた個人情報を保有し、奨学金給付事業の範囲において使用させていただきます。

17 問い合わせ先、申請書送付先

〒830-8511 久留米市南二丁目 15 番 1 号 大電株式会社内
公益財団法人 吉田学術教育振興会 事務局長：紫原 寛
TEL：0942-51-0100 FAX：0942-51-0020

ご不明な内容等ありましたら、一度ホームページのQ&Aをご覧ください。

以 上